

川 福 総 発 第 5 7 号
平成 3 0 年 6 月 2 9 日

各社会福祉施設等の長 様

川口市福祉部長 池田 誠（公印省略）

社会福祉施設等におけるブロック塀等の点検について（通知）

本市福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市において建築基準法に違反する状態のブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

各施設におかれましては、組積造の塀（注1）及び補強コンクリートブロック造の塀（注2）のブロック塀等が建築基準法及び関連法令に適合しているか確認の上、必要に応じて安全確保のための措置を講じてくださるようお願いいたします。

（注1）組積造：石、レンガ、コンクリートブロック等を積み上げた構造

（注2）補強コンクリートブロック造：鉄筋で補強したコンクリートブロックを積み上げた構造

〔参考〕

ブロック塀等目視点検項目（別添）

国土交通省 建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000731.html

建築基準法施行令 抜粋（別添）

□担当課□

川口市社会福祉協議会

社会福祉法人(高齢者福祉施設)

介護保健施設等

障害者支援施設等

福祉総務課

長寿支援課

介護保険課

障害福祉課

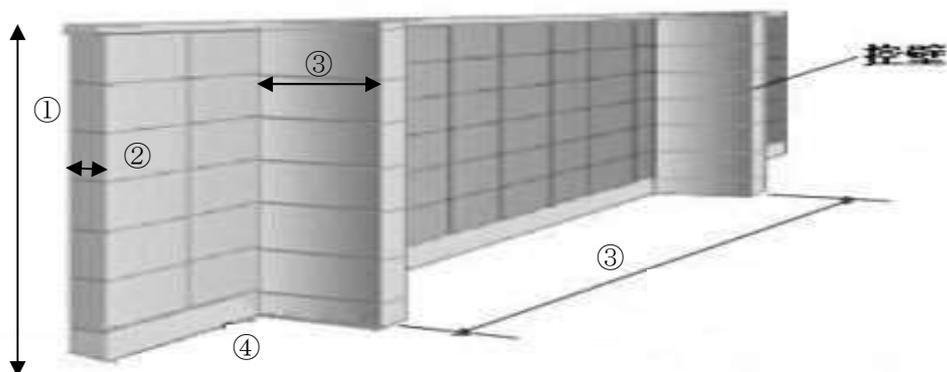
TEL：048-259-7929

TEL：048-259-7651

TEL：048-259-7293

TEL：048-259-7920

ブロック塀等目視点検項目



点検項目

① 高さ

- | | |
|---------------|-----------|
| 組積造 | 1. 2m以下か。 |
| 補強コンクリートブロック塀 | 2. 2m以下か。 |

② 壁の厚さ

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 組積造 | 高さの1/10以上か。 |
| 補強コンクリートブロック造 | 15cm以上（高さ2m以下は10cm以上）か。 |

③ 控壁

- | | |
|---------------|--|
| 組積造 | 4m以下毎に、壁の厚さの1.5倍以上突出しているか。
壁の厚さが必要な1.5倍以上であればこの限りでない。 |
| 補強コンクリートブロック造 | 3. 4m以下毎に、高さの1/5以上突出しているか。
高さが1.2m以下の場合は非該当。 |

④ 基礎

- 基礎はあるか。

⑤ 状態

- ひび割れ、傾きはないか。

鉄筋が入っているか不明の場合、まず建設時の書類を確認し、それでも不明の場合は専門家に相談されることが望ましいです。

建築基準法施行令(抜粋)

第六十一条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、一・二メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の十分の一以上とすること。
- 三 長さ四メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの一・五倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの一・五倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、二十センチメートル以上とすること。

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ一・二メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、二・二メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、十五センチメートル(高さ二メートル以下の塀にあつては、十センチメートル)以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ三・四メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの五分の一以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の四十倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、三十五センチメートル以上とし、根入れの深さは三十センチメートル以上とすること。

施行令の全文は下記 e-Gov を参照

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325CO0000000338_20180401_429CO0000000156&openerCode=1#469

上記の国土交通大臣が定める基準は「平成 12 年建設省告示第 1355 号」である。

<http://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006447.pdf>